

千葉市議会基本条例たたき台案の修正意見等に関する各会派の意見整理票（取りまとめ）

資料1

たたき台案の章・条文		修正意見	会派	理由	要否	協議
前文		①【共産】 ・「地方自治の原点である」の前に「日本国憲法に定める」を追加し、「二代表制の一翼を担う議会の権能を高めることにより市民福祉のさらなる向上を目指すとともに、市政の意思決定機関としてその権能を最大限に発揮できるよう自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の負託に全力で応えていく決意である。よって、ここに千葉市議会の志す基本理念、基本方針を定め、議会の最高規範としてこの条例を制定する」と追加する。	自民	反対である。 ・「千葉市議会基本理念」に新たに追加することは、すべきでないと考える。 ・最後の段落の変更意見は、前段落までの「千葉市議会基本理念」の繰り返しになっており、制定する条例の内容を示す現文の方が、制定に向けての決意表明にふさわしいと考える。	×	①
			未来民進	反対。「日本国憲法に定める」はあえて入れる必要はない。	×	
			公明	たたき台案でよい。上段、中段は「千葉市議会基本理念」を謳い、下段の結びに条例制定の決意を述べ結んでいる。すっきりしている。	×	
			共産	【提案】	○	
			市民ネット			
	②	【共産】 ・「多数決を基本としつつも」は、「全会一致を基本としつつも」に修正を求める。	自民	反対である。 ・「千葉市議会基本理念」を変更すべきではないと考える。 ・全会一致を目指すことは重要であるが、議決は多数決によることが基本ではないか。	×	②
			未来民進	反対。「多数決を基本としつつも」のままで良い。	×	
			公明	たたき台案でよい。少数意見を尊重するほか、会派間及び議員間の合意形成を図るよう最大限の努力をすることを、これまでも担保してきた。	×	
			共産	【提案】	○	
			市民ネット			
	③	【市民ネット】 この条例が議会改革のゴールであるかのような印象を与えてしまうため、「これまでの議会改革の成果を確かなものとするとともに」の一文は入れなくても良い。	自民	反対である。 この文言をもって条例を議会改革のゴールとする旨を宣言したものではないと考える。	×	③
			未来民進	反対。	×	
			公明	たたき台案でよい。ゴールであるかのような印象を与えてしまうとは考えない。	×	
			共産	賛成。	○	
			市民ネット	【提案】		
第1章	・目的(第1条) ・基本理念(第2条)	④【共産】 ・第1条中段を次のように修正する。 「議会及び議員に関する必要な事項を定める」⇒「分権と自治の時代にふさわしい議会・議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本的事項を定める」	自民	反対である。 条例は、議会運営だけでなく、議会及び議員に関する必要な事項を広く定めるものであると考える。	×	④
			未来民進	反対。前文でうたわれている文章であるため、敢えて加える必要がない。	×	
			公明	たたき台案でよい。形容詞的な文言を加える必要はないと考える。	×	
			共産	【提案】	○	
			市民ネット			
第2章	・議会の役割及び活動原則(第3条)	⑤【公明】 ・特色を出すために、「議会改革の推進」を単独条文とする。	自民	反対である。 前文及び第3条第2項第3号の定めで十分であると考える。	×	⑤
			未来民進	現状の表記のままでも良いかと思うが、単独のする内容としてはどのようなのか、内容によっては条文としても良い。	○	
			公明	【提案】 「第4条 議会は、市民の負託にこたえるあり方を不断に追求し、議会改革に取り組むものとする。」の単独条文とする。	○	
			共産	単独条文化は賛成。	○	
			市民ネット			
第3章	・議員の役割及び活動原則(第4条) ・政治倫理(第5条) ・会派(第6条)	⑥【共産】 ・第5条に次の条文を追加する。 「政治倫理は、議員は二代表制の一翼を担う市民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使してはならない。」	自民	反対である。 ・現在の規定は、「千葉市議会議員の政治倫理に関する条例」第2条第1項の議員の責務の規定を引用したものであるから、これで十分であると考え	×	⑥
			未来民進	反対。別に条例として定められているので、敢えて必要なし。	×	
			公明	たたき台案でよい。「・・・高い倫理性を持つとともに・・・高潔性を示すことが・・・努めなければならない。」に示されている。	×	
			共産	【提案】	○	
			市民ネット			

たたき台案の章・条文			修正意見	会派	理由	要否	協議
第4章	・議会運営に関する原則(第7条) ・議長及び副議長(第8条) ・会期(第9条) ・委員会(第10条) ・質疑又は質問(第11条)	⑦	【未来民進】 ・第11条第2項を具体的に反問権としての条項とする。 【共産】 ・反問権・反論権の保障に関する条文を加える。	自民	反対である。 ・現在の先例(175・196)を引き写すのみで十分である。また、わざわざ反問権の文言まで入れる必要はないと考える。 ・「反論権」の規定は不要であると考える。	×	⑦
				未来民進	【提案】 一部反対。反論権までは現時点は難しいと思いますので、反問権までとする。	○	
				公明	今後の協議で検討されるべき。	×	
				共産	【提案】 我が党の反問権、反論権を加えること。	○	
				市民ネット			
		⑧	【共産】 ・議員間討議の保障に関する条文を加える。	自民	反対である。 ・第10条第2項に、委員会における委員間討議の活発化が定められており、これで十分と考える。	×	⑧
				未来民進	反対。現時点での運営でできている。	×	
				公明	今後の協議で検討されるべき。	×	
				共産	【提案】	○	
				市民ネット			
第5章	・市民との関係(第12条) ・広報及び広聴の充実(第13条) ・会議等の公開(第14条)	⑨	【未来民進】 ・第13条後段を次のように修正する。 「多様な手段を用いて、広報及び広聴の充実に努めるものとする。」⇒「多様な情報発信手段を用いて、広報及び広聴の充実に積極的に取り組むものとする。」 【市民ネット】 ・第13条の中にいくつか具体的な手法を入れた方がよい(札幌市の例のように)。	自民	反対である。 ・現在の内容で十分であると考える。 ・なお、札幌市の規定は、議員又は会派が行う議会報告、意見交換、意見聴取等について定めたものであり、議会としての規定ではない。	×	⑨
				未来民進	【提案】 ネット案については、反対。 ・具体的な表記が必要かという点、それぞれの取り組みの中で含まれるので、我が会派の追加要望の「積極的に取り組む」に含まれる。	○	
				公明	たたき台案でよい。「・・・多様な手段を用いて・・・」に含まれている。	×	
				共産	未来民進とネットの意見も含めて、より充実したものとするように。	○	
				市民ネット	【提案】		
第6章	・市長等との関係(第15条) ・議決事件の追加(第16条) ・議会への説明等(第17条) ・監視及び評価(第18条) ・政策の立案等(第19条)						

たたき台案の章・条文			修正意見	会派	理由	要否	協議
第7章	・議会の機能強化(第20条) ・専門的知見の活用(第21条) ・他の指定都市の議会との連携等(第22条) ・政務活動費(第23条) ・災害対応(第24条) ・議会事務局等の強化(第25条)	⑩	【共産】 ・第21条は、調査機関を設置できるまで拡充する。	自民	反対である。 地方自治法は、執行機関にのみ附属機関の設置を認めており、議会に附属機関を設置するべきではないと考える。	×	⑩
				未来民進	反対。意味を確認する必要がある。	×	
				公明	たたき台案でよい。「・・積極的に活用する・・・」で網羅されている。	×	
				共産	【提案】	○	
				市民ネット			
		⑪	【未来民進】 ・第23条第1項「議会の機能強化に努めるものとする。」⇒「議会活動の充実及び強化に努めるものとする。」	自民	反対である。 現在の内容で十分であると考ええる。	×	⑪
				未来民進	【提案】	○	
				公明	たたき台案でよい。どこに違いがあるのか不明。	×	
				共産	賛成。	○	
				市民ネット			
		⑫	【自民】 ・議事機関として二元代表制の一翼を担う議会のさらなる機能の強化を図るため、議会に必要な予算の確保や議長の人事権の強化に関する規定を追加すべきである。	自民	【提案】 ・議会に必要な予算の確保については、第20条に第2項として「議会は、その機能の強化を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。」との規定を追加すべきである。 ・議会事務局職員の人事については、地方自治法では議長に任命権があるので、「市長と協議」とするのは、法と矛盾する。それ以外の規定を追加するのであれば、検討の余地があるのではないか。	○	⑫
				未来民進	・方向性としては良いが、表記として強すぎないよう議論が必要。	○	
				公明	たたき台案でよしとするが、前回の協議会における、近藤委員の自民党会派さんへの質問に対する回答を伺ったうえで、検討が必要と考える。	×	
				共産	自民の意見も踏まえて我が党の意見を反映すること。	○	
				市民ネット			
		⑬	【共産】 ・第25条第1項後段を次のように修正する。 「議会事務局の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。」⇒「議会事務局の調査機能及び法務機能の充実及び強化並びに組織体制の整備を図るものとする。」 「議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任命権を行使するものとし、あらかじめ市長と協議するものとする。」(追加) 「議会事務局職員は、議員とともに住民の負託に応えるために、その職務を全うしなければならない。」(追加)	自民	・第25条第1項の修正案(共産党の修正案)については、調査・法務機能の強化のみに特化して規定することはどうなのか疑問である。また、職務専念義務を有する職員が職務を全うすることは当然のことであり、規定は不要であると考ええる。	×	⑬
				未来民進	反対、これだけ具体的な表記は必要なく、含まれていると解釈できる。	×	
				公明	たたき台案でよしとするが、前回の協議会における、近藤委員の自民党会派さんへの質問に対する回答を伺ったうえで、検討が必要と考える。	×	
				共産	【提案】	○	
				市民ネット			
第8章	・議員の定数(第26条) ・議員報酬等(第27条)						
第9章	・他の条例等との関係(第28条) ・検討(第29条)	⑭	【未来民進】 ・検証と見直し条項を付け加えてほしい。 【共産】 ・第29条を「この条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、その検証結果を勘案して、必要があると認めるときは、条例改正を含めて適切な措置を講じるものとする。」という京都市と同様の規定とする。	自民	反対である。 条例の施行後、必要に応じて見直し等の適正な措置を講ずることを明確に定めており、これ以上の規定は不要であると考ええる。	×	⑭
				未来民進	【提案】 共産案については反対。我が会派の主張に含まれると判断します。	○	
				公明	たたき台案で担保されているので、修正は必要ないと考ええる。	×	
				共産	【提案】 検証と見直しは行うべきで、我が党の意見に加味すること。	○	
				市民ネット			